



静岡労働局発表
平成25年7月11日

担当	静岡労働局労働基準部監督課 監督課長 足立和也 統括特別司法監督官 高塚睦雄 電話 054-254-6352
----	---

平成24年度の司法事件処理状況について

～全体の送検件数は減少 製造業では大幅に増加（「賃金不払」による

送検と「挟まれ・巻き込まれ」の危険防止措置違反での送検が増加）～

静岡労働局（局長 柳瀬倫明）では、静岡労働局と管下7労働基準監督署における平成24年度の司法事件処理状況を以下のとおり取りまとめました。

1 概要

平成24年4月から平成25年3月までの1年間に、静岡労働局と管下7労働基準監督署では、合計33件の司法事件を静岡地方検察庁へ送検しました。

送検した事業場の件数は、前年度より11件減少しました。（裏面のグラフ参照）

業種別には、製造業が15件（45.5%）と最も多く、前年度より6件増加し（66.7%増）、次いで建設業が7件（21.2%）、商業が4件（12.1%）などでした。（裏面の表1参照）

また、違反事項別では、死亡災害等を契機とした危険防止措置義務違反が17件（51.5%）、賃金不払が14件（42.4%）、労災かくしが2件（6.1%）でした。（裏面の表2参照）

2 違反事項の内容

(1) 危険防止措置義務違反

危険防止措置義務違反17件のうち、工場に設置された機械に挟まれたり巻き込まれたりした災害を契機とした送検事案が5件（いずれも製造業。裏面の表3参照）、墜落・転落災害を契機としたものが4件、車両系建設機械に挟まれたり激突されたりした災害を契機としたもの及び伐採作業中に木に激突されたり木の下敷きになったりした災害を契機としたものが各3件などでした。

(2) 賃金不払

賃金不払事件14件（製造業で8件。裏面の表3参照）のうち、定期賃金に係るものが13件、時間外労働等に対する割増賃金に係るものが1件でした。

(3) 労災かくし

休業4日以上労働災害が発生した場合にはその都度遅滞なく、休業1～3日の労働災害の場合には四半期分をまとめて、それぞれ所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出することになっています。『労災かくし』とは、労働災害の発生に際し、その発生事実を隠ぺいするため、労働者死傷病報告書を提出しないもの又は虚偽の内容を記載して提出するものです。

平成24年度の労災かくしの送検事案は2件で、いずれも虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を労働基準監督署に提出したものでした。

3 今後の方針

静岡労働局及び管下7労働基準監督署では、今後も労働基準法、労働安全衛生法等の履行確保を図るため、重大・悪質な事案に対しては積極的に司法警察権を行使するなど厳正に対処していくこととしています。

(参考)

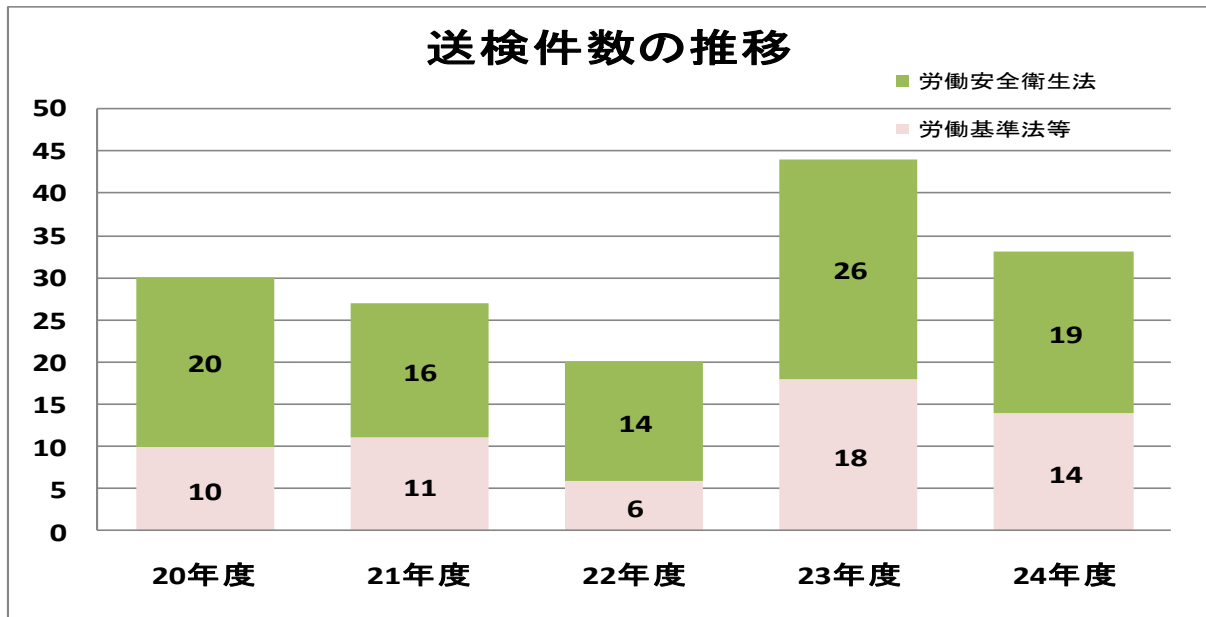


表1 送検した事業場の業種内訳

年度	製造業	建設業	商業	運輸交通業	その他	計
20年度	10	10	2	2	6	30
21年度	5	11	3	2	6	27
22年度	7	6	1	4	2	20
23年度	9	16	3	4	12	44
24年度	15	7	4	0	7	33

表2 主要違反事項の内訳

年度	労働安全衛生法		労働基準法等				計
	危険防止措置	労災かくし	賃金不払	労働時間	労働条件通知	その他	
20年度	14	6	6	2	1	1	30
21年度	11	5	9		1	1	27
22年度	12	2	4			2	20
23年度	20	6	14	2		2	44
24年度	17	2	14				33

表3 上表の「労働安全衛生法違反」と「労働基準法等違反」の内訳

年度	労働安全衛生法違反					労働基準法等違反				
	製造業	建設業	商業	運輸交通業	その他	製造業	建設業	商業	運輸交通業	その他
20年度	8	9(2)	1	0	2	2(2)	1	1	2	4(4)
21年度	4	10	0	0	2	1(1)	1(1)	3(2)	2	4(5)
22年度	5	6	0	3	0	2(2)	0	1(1)	1	2(1)
23年度	7(3)	12	2	1	4	2	4(4)	1(1)	3(1)	8(8)
24年度	7(5)	7(2)	1	0	4	8(8)	0	3(3)	0	3(3)

※ 「労働安全衛生法違反」の()内は、「挟まれ・巻き込まれ災害」を契機として送検したもので内数
「労働基準法等違反」の()内は、「賃金不払」で送検したもので内数

平成24年度送検事例

1 危険防止措置義務違反

- 製材業を営む事業所において、建材を加工する作業中、木材加工用機械に頭部を挟まれて死亡した労働災害に関して、作業主任者に作業を直接指揮させていなかった（労働安全衛生法違反）。
- 製紙業を営む事業所において、ロール機に紙を通す作業中、回転中のロール機に足を巻き込まれて負傷し、入院先の病院で死亡した労働災害に関して、安全柵を設ける等の措置を講じていなかった（労働安全衛生法違反）。
- 産業廃棄物処理業を営む事業所において、廃棄物を仕分ける設備の設置工事中、3メートル余の高さから墜落して重傷を負った労働災害に関して、手すりを設ける等の墜落による危険を防止するための措置を講じていなかった（労働安全衛生法違反）。
- 土木工事現場において、車両系建設機械（ドラグショベル）の近くで作業中、車両系建設機械と地山との間に身体を挟まれて死亡した労働災害に関して、車両系建設機械の作業計画を定めていなかった（労働安全衛生法違反）。
- 山林で立木の伐採作業中、チェーンソーで伐倒した木の下敷きになって死亡した労働災害に関して、伐木の方法やチェーンソーの操作などに関する所定の教育（特別教育）を実施していなかった（労働安全衛生法違反）。

2 賃金不払*

- 食料品製造業を営む事業主が、労働者29名に対して、平成24年1月分から同年9月分までの定期賃金の全額又は一部合わせて約1,600万円を各所定支払日までに支払わなかった（最低賃金法違反）。
- 旅館業を営む事業主が、労働者9名に対して、平成23年5月分から同年12月分までの定期賃金の全額又は一部合わせて約560万円を各所定支払日までに支払わなかった（最低賃金法違反）。
- 金属製品製造業を営む事業主が、労働者6名に対して、平成23年9月分及び翌10月分の定期賃金の全額合わせて約290万円を各所定支払日に支払わなかった（最低賃金法違反）。

3 労災かくし

- 建物の解体工事現場で荷下し作業中、吊り荷が背中に激突して1か月以上休業する労働災害が発生したのに、会社の資材置場で負傷したとする虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を労働基準監督署へ提出した（労働安全衛生法違反）。

*（注）賃金不払事件のうち、定期賃金不払事件については、最低賃金法の改正で、同法第4条違反の罰則が労働基準法第24条違反の罰則より重くなったため、平成20年7月以降の事件は、労働基準法違反ではなく、最低賃金法違反として送検している。